



3. 琵琶湖とラムサール条約

琵琶湖には60種を超える固有種をはじめ、多種多様な生物が生息・生育しています。また、ヒシクイやコハクチョウ、カモ類など10万羽以上の水鳥が毎年飛来しており、全国的に有数の越冬地となっています。

1950(昭和25)年に日本で初めて国定公園に指定された琵琶湖は、様々な開発行為が規制されています。さらに、1971(昭和46)年に全域が鳥獣保護区に指定され、水鳥をはじめとする鳥獣の狩猟が禁止されました。

これらにより、1993(平成5)年6月、北海道釧路市で開催された「ラムサール条約第5回締約国会議」において、琵琶湖は湿地登録認定証の交付を受け、日本で9番目のラムサール条約湿地となりました。

4. 賢明な利用(ワイズユース)

湿地は私たちの生活や社会活動と深い関わりを持っています。そのため、ラムサール条約では、湿地生態系の機能や、湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように活用すること「ワイズユース」を進めることを謳っています。

琵琶湖では、「ワイズユース」の一つの形として、伝統漁法である「えり漁」などの漁業が営まれ、観光やヨット、水泳、釣りなどのレジャーが楽しまれています。また、「ラムサールびわっこ大使事業」などの琵琶湖の自然を学ぶ体験活動や環境学習は、市民活動や行政の取組の中で盛んに行われています。



写真1-3-1
ラムサールびわっこ大使事業の野鳥観察会



写真1-3-2
ラムサールびわっこ大使事業の
耐ずしの漬込み体験

自然環境保全課

【ラムサールびわっこ大使事業】2008(平成20)年度に「西之湖」がラムサール条約湿地へ拡大登録された際に合わせて始まった事業。県内の小学校から大使を募集し、自然や文化を学ぶための様々な体験と発表の機会を提供することにより、滋賀県の環境や社会のために主体的に行動していくことのできる子どもたちを育成することを目的とする。